

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣 太田 昭宏

平成26年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成26年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

I. 海上保安庁が達成すべき目標についての評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

II. 海上保安庁が達成すべき目標についての評価

1. 海洋権益の保全について

目 標

我が国周辺国における海洋権益を巡る動きの活発化を踏まえ、領海及び排他的経済水域の監視警戒を厳格に実施するほか、管轄海域の管理に必要不可欠な海洋調査や海洋情報の管理・提供を的確に実施することによって、我が国の海洋権益の保全に貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 管轄海域の監視体制の強化により、今後発生しうる我が国領海等への外国船舶の接近・侵入、排他的経済水域及び大陸棚における外国海洋調査船による海洋調査活動等の主権侵害行為等に厳正に対応すること。

## 評 価

### 【評定】

目標は達成されたものと認められる。

### 【所見】

- ◇ 我が国領海等への外国船舶の接近・侵入、排他的経済水域等における外国海洋調査船による海洋調査活動等の主権侵害行為等への厳正な対応については、主に次のことに着実に取り組んでいると認められる。
- ・ 尖閣諸島周辺海域においては、巡視船により、中国公船に対して領海に侵入しないよう警告するとともに、警告にもかかわらず領海に侵入した場合には、退去要求や進路規制を行い、領海外へ退去させている。なお、平成26年度の領海侵入件数は34件（前年度45件）であった。
  - ・ 尖閣諸島周辺の領海警備のための専従体制の整備を推進した（巡視船10隻の整備（継続）及びヘリ搭載型巡視船2隻の延命・機能向上（継続））。平成26年度は、9月に「たけとみ」「なぐら」、11月に「かびら」、2月に「ざんば」の4隻が就役した。
  - ・ 我が国周辺海域における、外国船舶による我が国の同意を得ない調査活動等を早期に発見・対応できるよう、巡視船艇や航空機による警戒監視を行った。平成26年は我が国の同意を得ない調査活動が15件（前年15件）確認されており、これらを確認した場合には、関係省庁へ情報提供を行うとともに、無線を通じた中止要求等を実施した。
- ◇ 海洋調査や海洋情報の管理・提供については、主に次のことに着実に取り組んでいると認められる。
- ・ 平成26年6月、測量船「拓洋」搭載の自律型潜水調査機器（AUV）「ごんどう」による調査を実施した結果、沖縄県久米島沖の水深約1,400mの海底から熱水を噴出しているチムニー（\*）群を発見した。  
\*熱水に溶けている銅・鉛・鉄等の金属が低温の海水と反応して沈殿することにより形成された煙突状の高まり
  - ・ 長きにわたり実施してきた大陸棚調査の成果として、平成26年10月1日に排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令（平成26年政令第302号）の施行により我が国初の延長大陸棚が設定され、海洋権益の確保に大きく貢献した。
  - ・ 海洋台帳（\*）を適切に管理・運営し、掲載情報の拡充や機能の強化に努め、利用しやすい海洋情報の提供を推進した。  
\*自然情報・社会情報等様々な海洋情報を一元的に管理し、インターネット上でビジュアル的

## 2. 海上における治安の確保について

### 目 標

海上における治安の確保に関し、犯罪、紛争等に関する積極的な情報収集活動等を通じて事態を正確かつ迅速に把握し、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取り締まるとともに、テロ活動等に対する警備を的確に行う。

[具体的な目標]

- ・ 「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数を0件とすること。

### 評 価

#### 【評定】

目標は達成されたものと認められる。

#### 【所見】

- ◇ 具体的な目標である平成26年度の海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数は、前年度と同数の0件であった。
- ◇ テロ活動等に対する的確な警備については、主に次のことに着実に取り組んでいると認められる。
  - ・ 巡視船艇や航空機による警戒監視を実施するとともに、警察、事業者等との合同訓練や関連機関との会議等を通じて連携を強化した。
  - ・ 平成26年4月に、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、第三管区海上保安本部に大会準備本部を設置した。
  - ・ 「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づき、平成26年は2,505隻（前年2,940隻）に立入検査を実施し、保安上の危険の有無を確認したが、テロに関係する保安上問題のある船舶は認められなかった。
  - ・ ゴールデンウィーク等、旅客の移動が活発となる時期には、旅客船ターミナル等での警戒を重点的に実施した。
- ◇ 密輸、密航等の海上犯罪の厳正かつ的確な取締りについては、主に次のこと

に着実に取り組んでいると認められる。

- ・ 外国漁船による違法操業等は全国的に確認されており、これらの外国漁船に対しては、巡視船艇・航空機により停船命令を実施し、停船させた上で逮捕するなどしており、小笠原諸島周辺海域等では10隻の中国サンゴ漁船を検挙する等、前年の2倍を超える24隻（前年11隻）の外国漁船を検挙した。外部有識者からは、「中国サンゴ漁船により我が国の水産資源が被害を受けた」等の意見があることを踏まえ、警戒を緩めることなく関係機関と連携して対応すべきである。
- ・ 密輸、密航については、国内外の関係機関との連携・協力や長期に亘る地道な捜査等により厳格な取締りを実施し、平成26年は7件（前年7件）の薬物事犯、1件（前年0件）の銃器事犯及び2件（前年6件）の密航事犯を摘発した。
- ・ 上記の外、国内密漁、海事関係法令違反などを加えた海上犯罪送致件数は7,062件（前年7,201件）となっている。

### 3. 海難の救助について

#### 目 標

海難の救助に関し、即応体制を常に整えておくとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な救助を行う。

[具体的な目標]

- ・ 要救助海難に対する救助率を95%以上とすること。
- ・ 海難救助には速やかな救助の要請が必要であり、周知・啓発に取組み、海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率を平成27年までに85%以上とすること。

#### 評 価

##### 【評定】

要救助海難に対する救助率について、目標は達成されたものと認められる。

海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率について、目標達成には一層の努力が必要である。

##### 【所見】

◇ 具体的な目標である平成26年の要救助海難に対する全体の救助率（要救助者

に対する救助成功者の割合)は、95%(前年96%)と目標を達成したが、海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率は、80%(前年78%)にとどまった。

海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率については、目標の数値を達成できるよう、特に関知率の低い漁船(前年比1ポイント増の69%)に対する取組を着実に行うべきである。

- ◇ 海難等が発生した場合、情報の早期入手に努め、関係機関、民間救助組織等との連携等については、主に次のことに着実に取り組んでいると認められる。
- ・ 救急救命士の能力向上、巡視船艇や航空機の高機能化、救助資器材の整備等により、救助・救急体制を充実強化した。
  - ・ 合同海難救助訓練等を通じて、警察・消防等の救助機関や民間救助組織との連携・協力体制を充実強化した。
  - ・ 自己救命策3つの基本(ライフジャケットの常時着用、防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保、緊急通報用電話番号「118番」の有効活用)に関する周知・啓発活動を行ったが、平成26年のライフジャケット着用率は56%(前年54%)であり、大幅な改善が見られない。緊急通報用電話番号「118番」に関しては、毎年1月18日を「118番の日」として重要性を理解してもらうため、全国各地で周知活動を行っているが、通報件数(間違い電話等を除く)は4,755件(前年5,321件)となっている。
  - ・ このほか、海難情報の早期入手と初動対応までの時間短縮を図るため、「緊急通報位置情報通知システム」(\*)の運用や、「海上における遭難及び安全に関する世界的な制度」に基づき、海難情報を受け付けた。
- \* 「118番」緊急通報の際に、音声とあわせて位置情報を受信し電子地図上に表示させ、通報者の所在位置を迅速に把握するためのシステム

#### 4. 海上交通の安全確保について

##### 目 標

海上交通の安全確保に関し、航路標識の整備等を計画的に行うとともに、関係法令に基づく規則、指導及び情報提供等を的確に行うことにより、海難の未然防止を図る。

[具体的な目標]

- ・ ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数を0件とすること。

- ・ 我が国周辺で発生する海難隻数について、平成27年までに、平成18年～22年の年平均実績（実績値2,473隻）に比べ約1割削減すること（目標値2,220隻以下）。

## 評 価

### 【評定】

目標は達成されたものと認められる。

### 【所見】

◇ 具体的な目標である平成26年度のふくそう海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港）において航路を閉塞するような大規模海難の発生件数は、前年度と同様に0件であった。

具体的な目標である平成26年の我が国周辺で発生した海難隻数は、2,138隻（前年2,285隻）で目標値を達成した。

◇ 海難の未然防止については、主に次のことに着実に取り組んでいると認められる。

- ・ 船舶の安全かつ円滑な航行を確保するため、既存の灯浮標をプラットフォームにした気象情報提供システムやAIS信号所を整備した。
- ・ 海上交通センター等において航行管制及び情報提供の業務を継続して実施した。
- ・ このほか、全国海難防止強調運動（7月）、マリンレジャー安全推進活動、海難防止講習会、訪船指導、巡視船艇等による航法指導を行った。

## 5. 海上防災・海洋環境の保全について

### 目 標

大規模な油等排出事故や巨大地震の発生等による海上災害の発生リスクに対し防災対策を推進するとともに、油の不法排出や廃船等の不法投棄等による海洋汚染を防止し、海洋環境の保全に貢献する。

#### [具体的な目標]

- ・ 油や有害液体物質の流出に伴う海上災害、原子力災害及び自然災害の発生に備え、災害即応能力の強化を図ること。
- ・ 将来発生が予想される大規模地震・津波災害を見据えて、震災対応

能力の向上を図ること。

## 評 価

### 【評定】

目標は達成されたものと認められる。

### 【所見】

- ◇ 災害即応能力の強化については、主に次のことに着実に取り組んでいると認められる。
  - ・ 平成26年度に、災害対応能力を強化した巡視船4隻を配備した。
  - ・ このほか、海上火災や有害液体物質排出への対処等に関する職員への研修・訓練や、地方自治体・漁業協同組合・港湾関係者等で構成する協議会等の全国各地への設置、26年9月に北海道の紋別港港南岸壁及び同岸壁前面海域における、関係40機関約200名・船艇3隻が参加した大規模排出油防除総合訓練等を実施した。
  
- ◇ 震災対応能力の向上については、主に次のことに着実に取り組んでいると認められる。
  - ・ 平成26年度に、災害対応能力を強化した巡視船4隻を配備した（再掲）。
  - ・ 自然災害に備えた関係機関との合同訓練を249回（前年度234回）実施した。
  - ・ 航路標識の耐震・耐波浪補強や自立型電源化（太陽電池化）による防災対策を推進し、平成26年度の航路標識の自立型電源導入率は85.9%（前年度85.3%）となった。
  - ・ このほか、東日本大震災の教訓を踏まえた迅速な対応勢力の投入や非常時における円滑な通信体制の確保等を念頭に置いた関係機関との防災訓練を実施した。
  
- ◇ 不法投棄等による海洋汚染の防止については、主に次のことに取り組んでいると認められる。
  - ・ 巡視船艇や航空機による海・空からの監視・取締りに加えて、海・空からの監視の目の届きにくい沿岸部では陸上からの監視・取締りを実施した。平成26年は606件（前年661件）の海上環境関係法令違反を送致した。このほか、海洋環境保全推進月間（6月）、訪船・訪問指導、海洋環境保全講習会・教室を開催し、指導・啓発を行った。

## 6. 海象の観測等について

### 目 標

海象の観測を的確に行うとともに、水路図誌等を計画的に整備する。

#### [具体的な目標]

- ・ 東日本大震災により被災した国際拠点港湾、重要港湾等の海図15図すべてについて、平成27年度までに海図情報の更新を終えることとし、平成26年度は5図について改版・補正により情報の更新を行うこと。
- ・ 地震・火山噴火の発生する可能性の高い場所や時期の予測に資する基礎情報整備のため、平成26年度は巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域の海域1箇所における断層と日本周辺海域に存在する海域火山1箇所について、情報の空白区域を減少させること。

### 評 価

#### 【評定】

目標は達成されたものと認められる。

#### 【所見】

- ◇ 平成26年度は、東日本大震災により被災した国際拠点港湾、重要港湾等の海図5図（大船渡港、仙台塩釜港塩釜、鹿島港、気仙沼港、久慈港）の更新を実施した。関連して、英語版海図2図（仙台塩釜港塩釜、鹿島港）についても改版・補正により情報の更新を実施した。
- ◇ 平成26年度は、プレート境界域の空白域であった「南海トラフ」における断層に係る調査を実施するとともに、「口永良部島」における海域火山に係る基礎情報調査を実施し情報の空白区域の減少が図られた。